

京都市告示第 15 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	音羽水0015号	山科区音羽珍事町44番地の2地先 山科区音羽珍事町32番地の2地先

(産業観光局農林振興室)